

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

| | | |
|---|--------------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称 | 特定国立研究開発法人(仮称)への寄附に係る税制措置の創設 (国税6)(法人税:義、所得税:外)(地方税8)(法人住民税、事業税:義) |
| 2 | 要望の内容 | <p>【新設】</p> <p>特定国立研究開発法人(仮称)への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとする。</p> <p>法人税について当該措置が認められた場合、地方法人税、法人住民税法人税割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。</p> <p>また、特定国立研究開発法人(仮称)への個人からの寄附金について、税額控除を導入し、所得控除と選択できるようにする。</p> <p>(※)「特定国立研究開発法人(仮称)」とは、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)において、世界トップレベルの成果を生み出す創造的業務を担う法人として位置付けられ、別法で定められる法人を指す。</p> |
| 3 | 担当部局 | 科学技術・学術政策局政策課 |
| 4 | 評価実施時期 | 平成27年8月 |
| 5 | 租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯 | — |
| 6 | 適用又は延長期間 | 恒久措置 |
| 7 | 必要性 等 | <p>① 政策目的 及びその 根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>特定国立研究開発法人(仮称)について、自己収入(寄附金収入)の増大を図ることにより研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民からの寄附金を用いて当該民間企業及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進することにより、世界第一線の研究成果を生み出し、イノベーション創出に寄与することを目的とする。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○「科学技術イノベーション総合戦略2014」(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。また、法人の事務・事業や収入の特性に応じ、臨時に発生する寄附金や受託収入などの自己収入であってその額が予見できない性質のものについては、運営費交付金の算定において控除対象外とする。加えて、各法人への寄付の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進める。</p> <p>○「わが国の研究開発力強化に関する提言(中間報告)」(平成25年5月14日 自民党 科学技術・イノベーション戦略調査会)</p> <p>全額損金算入の適用や、税額控除の導入・要件の見直しなど、研究開発法</p> |

| | | |
|--|----------------------------|--|
| | | <p>人・国立大学法人・学校法人 について自己財源確保のため寄附税制を拡充すべき。</p> |
| | <p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> | <p>文部科学省の平成 27 年度政策評価体系において、政策目標7「科学技術・学術政策の総合的な推進」の施策目標7-3「科学技術システム改革の先導」を達成するために有効な施策である。また、平成 27 年度政策目標8「基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備」及び9「科学技術の戦略的重点化」における国立研究開発法人の活動に密接に関連した施策目標の達成にも貢献する。</p> <p>また、「科学技術イノベーション総合戦略 2014」等において、国立研究開発法人については、イノベーション創出に向けて、法人の増収意欲を増加させるために、各法人への寄附の促進方策、受託収入の増加など、自己収入に係る検討を進めるとされており、企業・個人からの寄附を促進するためには、税制面で支援することが合理的である。</p> <p>指定寄附金化について、平成 26 年6月に成立した改正独立行政法人通則法第2条第3項において、国立研究開発法人は、我が国全体における科学技術水準の向上を図り、我が国の国民経済の発展に寄与するものと定義付けられることとなった。国立研究開発法人の中でも、国際競争の中で、科学技術イノベーションの基盤となる世界トップレベルの成果を生み出すことで、社会に貢献することが期待されるのが特定国立研究開発法人(仮称)である。安倍総理の施政方針演説において、「世界で最もイノベーションに適した国」を目指すことが2年連続で表明されるなど、イノベーション創出は、緊急を要するものであり、指定寄附金化の要件に整合的なものであることから、特定国立研究開発法人(仮称)への寄附金を指定寄附金化することは合理的である。</p> |
| | <p>③ 達成目標及び測定指標</p> | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>イノベーション創出に資するため、寄附による特定国立研究開発法人(仮称)の自己収入を増大させるとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進する。なお、定量的な目標は、過去の実績を勘案し、目標水準を寄附収入金額ベースで1.4倍(約23,200万円)(対本租税特別措置等前比)とし、達成時期は本租税特別措置等後3か年を経過した時点とする。</p> <p>(※)過去に、特定国立研究開発法人(仮称)と同様に公共性の高い法人である学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できることから、過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額16,600万円が、1.4倍に増加するものとして試算。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本租税特別措置の対象となる特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入の伸び率。また、「本租税特別措置の対象となる国立研究開発法人の寄附金収入の伸び率」と、「他の国立研究開発法人に対する寄附金収入の伸び</p> |

| | | | |
|---|------|-----------------|---|
| | | | <p>率」を比較することにより、本租税特別措置の効果を検証する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う民間企業等や国民に対するインセンティブを付与し、寄附による特定国立研究開発法人(仮称)の自己収入を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図るとともに、民間企業等及び国民のニーズを的確に踏まえた研究開発を推進し、イノベーション創出に寄与する。</p> |
| 8 | 有効性等 | ①: 適用数等 | <p>特定国立研究開発法人(仮称)の対象候補である2法人の実績等に基づけば、以下のとおり推計される。</p> <p>法人：平成28年度 33法人 平成29年度 40法人 平成30年度 47法人</p> <p>個人：平成28年度 47人 平成29年度 58人 平成30年度 68人</p> |
| | | ②: 減収額 | <p>特定国立研究開発法人(仮称)の対象法人候補である2法人において、</p> <p>平成28年度 国税：▲1,200万円 地方税：▲600万円</p> <p>平成29年度 国税：▲1,300万円 地方税：▲700万円</p> <p>平成30年度 国税：▲1,400百万円 地方税：▲800万円</p> |
| | | ③: 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～30年度)</p> <p>租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブを付与し、特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成28年度～30年度)</p> <p>租税特別措置等により、特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入(自己収入)を増大させることで、研究開発に必要な資金収入の拡充を図り、イノベーション創出に寄与する。</p> <p>過去に学校法人に税額控除を導入した際には、3年間で寄附額が1.4倍に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られ、目標を達成できることが十分に期待・予測できる。</p> |

| | | | |
|---|-----|----------------------|--|
| | | | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成28年度～30年度)</p> <p>特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブが付与されず、特定国立研究開発法人(仮称)の寄附金収入(自己収入)の増大が見込めない。このため、研究開発に必要な資金収入の拡充が十分に図られず、結果としてイノベーション創出への寄与が限定的なものとなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成28年度～30年度)</p> <p>減収見込額の算定根拠は別紙のとおりであり、達成目標の実現状況の将来予測については、過去に学校法人に税額控除を導入した際には、寄附額が1.4倍(件数は1.8倍)に増加しており、本租税特別措置等により、同程度の寄附金収入の増加が得られることが期待できる。</p> <p>別紙のとおり、2,200万円の税収減となるものの、特定国立研究開発法人(仮称)が得られる寄附金額の増は6,600万円(※)となり、研究開発の加速度的な推進が可能となる。これにより、我が国におけるイノベーションの創出に寄与し、生産性の向上や産業競争力の強化、国民の安全・安心の確保等に貢献する。</p> <p>(※)過去5年間の(法人及び個人からの)平均寄附金額16,600万円が、1.4倍に増加するものとして試算</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等 | <p>特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を行う法人、個人に対するインセンティブとして、税制上の優遇措置が有効である。また、寄附金収入を増大させるための手段としては、補助金等の他の政策手段は想定し難く、本租税特別措置によることが妥当である。</p> <p>現在も、研究開発を行う独立行政法人に対する寄附金は、国からの補助金等とあいまって、研究開発の推進に活用されており、自己収入確保の手段として重要である。</p> |
| | | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>特定国立研究開発法人(仮称)においては、寄附金収入は、民間企業や国民のニーズを的確に踏まえた研究開発の推進に用いられる。一方、補助金等は、国費の投入により国策を着実に実施するものであり、国家戦略を踏まえて特定国立研究開発法人(仮称)に措置されるものである。</p> <p>本租税特別措置により、法人からの寄附金については、現在損金算入に限度がある法人税・法人住民税・事業税において、全額損金算入とすることで、法人からの寄附の増大を図る。また、個人からの寄附金については、高額所得者ほど減税効果が大きく、大口寄附の促進に寄与する制度である現状の所得控除に加えて、中低所得者ほど減税効果が大きく、小口寄附の促進に寄与する制度である税額控除を導入することにより、国民の幅広い層からの特定国立研究開発法人(仮称)への寄附を拡充することができる。</p> |

| | | |
|----|------------------------------|---|
| | ③ 地方公共 団体が協 力する相 当性 | 特定国立研究開発法人(仮称)については、地域の特性(当該地域の民間企業の技術・人材、地域的な産学官のつながり、研究機関など関連機関の物理的な集積状況など)を生かした、イノベーションハブの中核となることが期待されている。特定国立研究開発法人(仮称)の寄附収入の増加による研究開発の推進は、地方経済の活性化にも資する。 |
| 10 | 有識者の見解 | — |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | — |